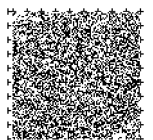


都内における基幹相談支援センターの事例 (足立区、小金井市)

※平成 28 年 3 月「基幹相談支援センター体制整備運営マニュアル（東京都）」から抜粋



第2章

基幹相談支援センターの実態調査結果

第1節

第1節

都内基幹相談支援センターの実践事例

本節では、先駆的に取り組んでいる基幹相談支援センターの実践事例を紹介します。

第2章

実態調査結果

事例1

足立区 障がい者の多い街の基幹相談支援センター

設置年月	平成24年4月
設置場所	足立区障がい福祉センターあしすと内
実施体制	足立区直営

区の概要

1 人口（平成27年4月現在）

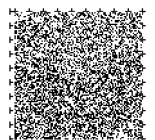
675,654人

2 手帳取得者数（平成27年4月現在）

身体障害者手帳	23,763人
愛の手帳	4,954人
精神障害者保健福祉手帳	5,664人
自立支援医療	11,672人

3 地域特性

東京都内第5位の人口を抱えている。区内に3つの特別支援学校、5つの大きな精神科病院を抱え、障害者数では23区の中で最も多く、また被保護世帯数も18,724世帯（27年4月）で23区の中で最も多い区となっています。



区内の相談支援体制等（平成27年4月現在）

- 1 相談支援に関する事業所数
 - 基幹相談支援センター 1か所
 - 指定特定相談支援事業所 15か所（上記基幹相談支援センターを含む）
 - 指定特定障害児相談支援事業所 9か所（上記指定特定相談支援事業所に含まれる）
 - 指定一般相談支援事業所 2か所（上記基幹相談支援センターを含む）

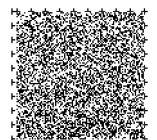
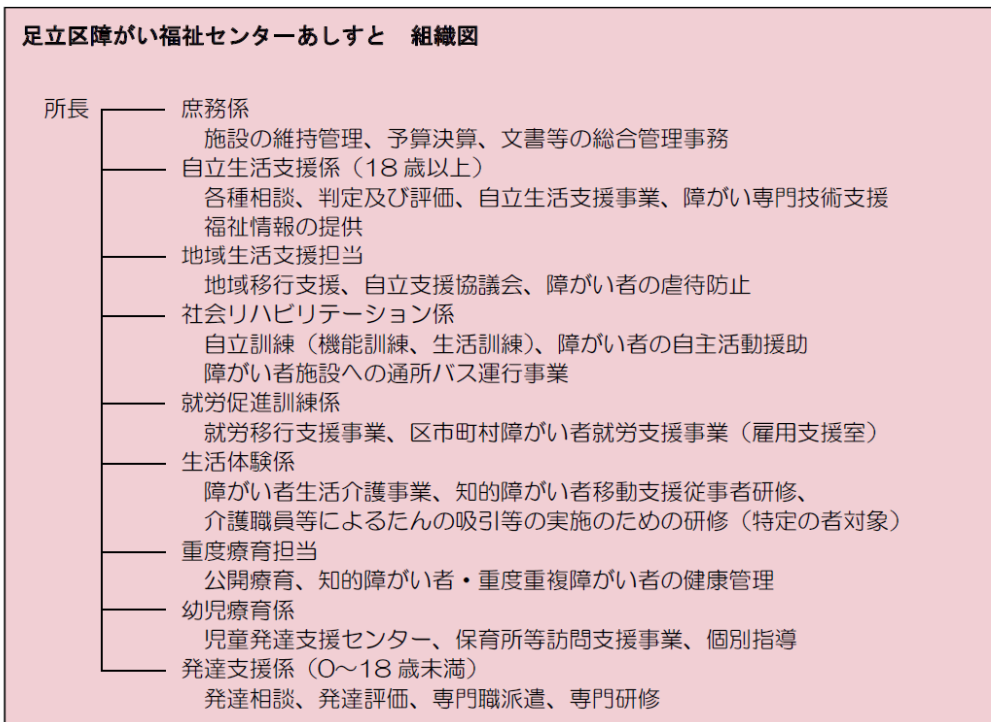
- 2 相談支援体制について

基幹相談支援センター1か所と相談支援事業所15か所で担っています。人口67万人という規模ですが、ミニ基幹相談支援センター的な機能を果たすところもなく、基幹相談支援センターとしては、非常に厳しい状況にあります。

基幹相談支援センターの概要

- 1 実施体制

足立区障がい福祉センターあしすと一体的に運営。基幹相談支援センターの機能は、自立生活支援係が担っています。また、発達に関する18歳未満までの相談は発達支援係、就労に関する働くための相談、働き続けるための相談は就労促進訓練係（雇用支援室）が担っており、相互に連携しています。



2 職員体制など（平成27年4月1日現在）

あしすと全体（定数）

職種	事務	福祉	心理技術	理学療法士	作業療法士	保健師	看護師	言語聴覚士	栄養士	相談員	就労コーディネーター	生活支援員	再任用	合計
常勤	5	40	3	3	3	1	4	0	0	0	0	0	0	59
非常勤	0	0	13	2	3	0	1	5	1	8	4	1	3	41
合計	5	40	16	5	6	1	5	5	1	8	4	1	3	100

第2章
実態調査結果

自立生活支援係（地域生活支援担当含む）（実数）

職種	福祉	心理技術	理学療法士	作業療法士	保健師	看護師	言語聴覚士	相談員	合計
常勤	6	0	1	1	1	1	0	0	10
非常勤	0	3	1	1	0	0	2	5	12
合計	6	3	2	2	1	1	2	5	22

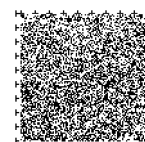
相談支援専門員 自立生活支援係 常勤 7 非常勤 2（上記自立生活支援係内）
 発達支援係 常勤 4（上記自立生活支援係外）

3 相談事業実施状況について（平成26年度実績）

基本相談（一般的な個別相談事業）

自立生活支援係 新規 777 件 再来 2,855 件
 発達支援係 新規 680 件

指定特定相談支援 180 件
 指定障害児相談支援（発達支援係で実施） 184 件
 指定一般相談支援（地域移行） 0 件
 指定一般相談支援（地域定着） 0 件



4 業務内容

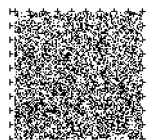
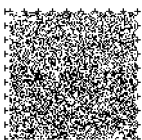
- (1) 障がいに関する総合的な相談
- (2) 障がいに関する専門的な相談
きこえの相談、耳鼻科相談、精神科相談、装具や車いすに関する相談
- (3) ピアサポート
聴覚障がい、肢体障がい、視覚障がい、高次脳機能障がい
- (4) 障がい者ケアマネジメントによるケアプランの作成
- (5) 各種生活技術支援セミナー
高次脳機能障がい、視覚障がい、聴覚障がい、呼吸器機能障がい、じん機能障がい、発達障がい、オストミーの方々などに対し、社会生活力を高めることを目的とした各種セミナーを実施。
- (6) 補装具判定（モデル書類判定）
補装具費の支給を受けるにあたり、東京都の心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。足立区ではそこまで行かずにあしすとで判定（モデル書類判定）を受けることができます。
- (7) 事業所向けの専門的な支援者研修の実施
相談支援事業所間の連携として自立支援協議会の専門部会として相談支援部会を設け、月1回集まりネットワークや勉強会、研修会を開催しています。現在検討中ではありますが、東京都で行っている相談支援従事者初任者研修を足立区として事業者指定を受け実施していきます。
- (8) 虐待通報・届出・相談
- (9) 自立支援協議会の事務局

基幹相談支援センター立ち上げまでのプロセス

足立区は平成15年4月に障害専門の中核機関として「障がい福祉センターあしすと」を新規開設し、障害者児の地域生活を支援する「障害者地域自立生活支援センター（自立生活支援室）」が設置されました。

区内唯一の専門的な総合相談機関として、開設当初は福祉4名、相談員3名、保健師1名、看護師1名、PT1名、OT2名、ST1名、心理1名で、相談のみの機関としては専門職の揃った機関となり、障害当事者・家族のみでなく、施設などの関係機関からの相談・支援も行ってきました。ピアカウンセリングも視覚・聴覚・肢体をピアサポートとして定期的に行いました。

また、区内に点在する社会資源を繋ぎ合わせ、地域で起こる課題を地域で解決していくネットワークの必要性から、「障害者児地域サポートネットワーク」（後の自立支援協議会の母体）を平成17年に立ち上げました。



専門相談としては、開設当初から高次脳機能障害への支援をあしすと全体で実施し、自立生活支援室は相談・専門職による評価を行い支援につなげていきました。補装具の相談も開設以前から行っており、通常は東京都で実施する補装具判定も一部の補装具に関し、モデル書類判定事業として行っています。

もともと基幹相談支援センターとしての業務を行っていたことから、検討会等は無く、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の指定を受けると同時に、障がい福祉センターの条例が平成23年に改正され、平成24年4月より基幹相談支援センターとして位置づけられました。

基幹相談支援センター立ち上げ後の取組等

基幹相談支援センターを開設した同年（平成24年）、障害者虐待防止法の施行が10月にあり、それに合わせ虐待防止センターの役割を担い、通常の相談電話とは別に虐待専用電話を設けました。

基幹相談支援センターを運営する上での課題等

基幹相談支援センター設置前から、「あしすと」では基幹相談支援センター的な機能を果たしていたため、センターの名称や事業の内容もそれまでと変えていません。特に広報もしていないため、基幹相談支援センターとしての認知度が低い状況です。

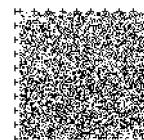
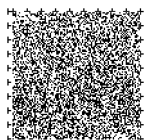
また、計画相談を平成24年度から行っており、人員を増やしていないため、もともと行っていた総合相談の再来相談の件数が減っています。仕事量が増えたため、その分再来相談の頻度を減らさざる得なくなりました。計画相談の件数を増やせば増やすほど、その他の相談や事業等に支障をきたすようになってきています。

基幹相談支援センターの人材確保・育成に関する取組等

公設公営の事業所のため人事異動があり、今までは異動があっても職種間の異動のため普通に相談等でしたが、計画相談に関しては相談支援専門員の資格と経験年数が必要なため、新規採用者を入れづらく毎年、人事異動では苦労します。

今後、基幹相談支援センターを立ち上げる行政や法人へのアドバイス等

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所として計画相談を進めていくだけの事業所ではなく、基幹相談支援センターとしては計画相談数の増より事業所間のネットワークや地域全体の計画相談の底上げと、サービス等利用計画の質的向上のため人材育成等に取り組んでいただきたいと思います。



- 設置年月 平成25年4月
- 設置場所 小金井市障害者自立生活支援センター内
- 実施体制 小金井市の委託を受け、社会福祉法人まりも会が運営

市の概要

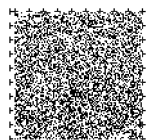
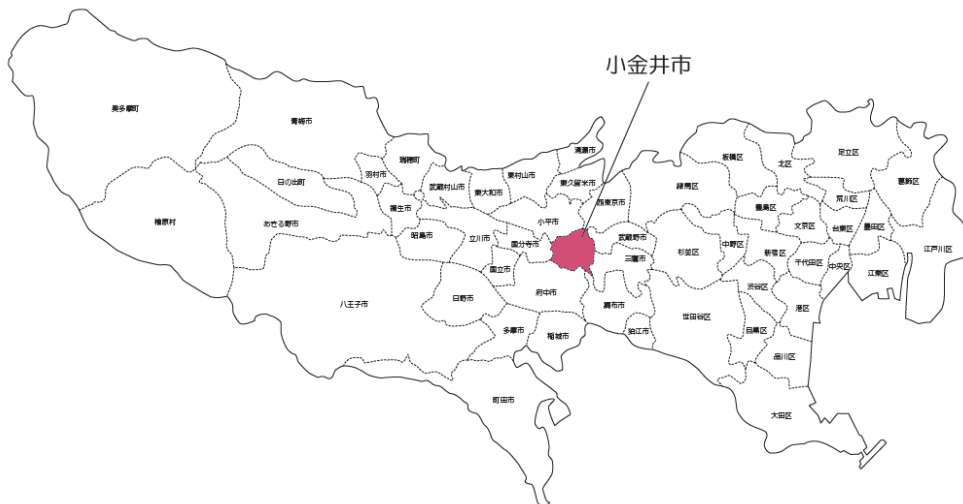
- 1 人口（平成27年4月1日現在）
117,671人
- 2 手帳取得者数（平成27年4月1日現在）
 - 身体障害者手帳 2,605人
 - 愛の手帳 570人
 - 精神障害者保健福祉手帳 623人
 - 自立支援医療 1,498人（平成26年4月1日）

3 地域特性

小金井市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約25km西方に位置しています。

市の東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、市の中央部には中央線が東西に、東南部には西武多摩川線が南北に通っており、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っています。

戦後、住宅都市化が進み、人口が約4万人となった昭和33年10月1日、市制を施行しました。その後、人口は急増し、現在は、11万人を超える人が小金井市で暮らしています。市内に大学、研究施設が設置され、住宅都市、文教都市としての性格が強いまちです。



市内の相談支援体制等

- 1 相談支援に関する事業所数（平成27年6月現在）
 - 基幹相談支援センター 1か所
 - 指定特定相談支援事業所 8か所
 - 指定特定障害児相談支援事業所 5か所
 - 指定一般相談支援事業所 1か所

2 相談支援体制について

計画相談支援については、基幹相談支援センター1か所と指定特定相談支援事業所の7か所で担っています。基幹相談支援センターが行政機関の支援のもと、障害福祉サービスの支給期限月（3月・6月・9月・12月〔現在は誕生日月に移行中〕）の前月に、各相談支援事業所の新規受け入れ可能数を調査し、計画相談支援の利用ニーズと事業所の実施可能な状況とを調整する会議を開催し、地域の実情に合わせて計画相談支援等を推進する体制をとっています。

小金井市が進めるライフステージに応じた支援については、児童分野の小金井市児童発達支援センター きらり から基幹相談支援センターである小金井市障害者地域自立生活支援センターと精神保健分野の小金井市精神障害者地域生活支援センター そらへとつなぎ、さらに介護保険分野の地域包括支援センター（4か所）へと橋渡しをしていく相談支援体制の形成を模索しています。

地域相談支援については、指定一般相談支援事業所1か所と指定特定相談支援事業所7か所が地域の資源です。小金井市障害者地域自立生活支援センターが、小金井市精神障害者地域生活支援センター そらと連携し、東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業に参加している事業者（三鷹市と国分寺市）の支援のプロセスを受け継ぐ方法を支援体制のひな型とし展開しています。

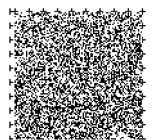
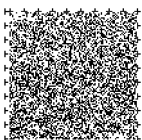
基幹相談支援センターの概要

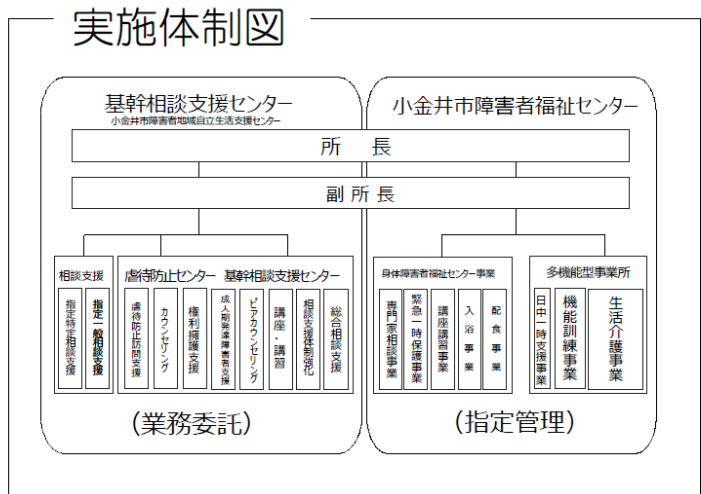
1 実施体制

小金井市障害者地域自立生活支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、障がいのある人が地域社会でその人らしく豊かな生活が送れるように、自立と社会参加をサポートしています。小金井市の委託を受け、社会福祉法人まりも会が運営しています。

社会福祉法人まりも会は、小金井市障害者福祉センターの指定管理者でもあり、この公共施設には、基幹相談支援センターと小金井市障害者虐待防止センター、社会参加支援施設〔身体障害者福祉センター（B型）事業〕、及び多機能型〔生活介護、自立訓練（機能訓練）〕事業所が設置されています。

基幹相談支援センターは、障害者福祉センターの設備・機能を活用し、関係機関との連携協働や地域の支援ネットワーク形成による相談支援体制の強化や権利擁護・虐待防止に取り組んでいます。





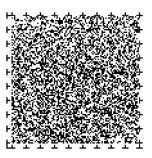
2 職員体制など

所長と副所長は、小金井市障害者福祉センターと兼務しています。専任常勤の職員は、主任相談員 1 名と相談員 2 名（入職 6 年目と 1 年目の職員）の 3 名体制。

嘱託のピアカウンセラー・ピアサポーターが 6 名、臨床心理士と法務アドバイザーとして弁護士がそれぞれ 1 名配置されています。

所長 [兼任]					
副所長 [兼任]					
主任相談員 [常勤 専任]					
相談員 [常勤 専任]					
相談員 [常勤 専任]					
[地域連携職員]					
登録型 相談支援専門員	登録型 相談支援専門員	登録型 相談支援専門員	登録型 相談支援専門員	登録型 相談支援専門員	登録型 相談支援専門員
登録型 相談支援従事者	登録型 相談支援従事者	登録型 相談支援従事者	登録型 相談支援従事者	登録型 相談支援従事者	登録型 相談支援従事者
成人期 発達支援 スーパーバイザー	教育関係 スーパーバイザー	権利擁護 スーパーバイザー	介護支援 スーパーバイザー		
[嘱託職員]					
ピアカウンセラー [視覚障がい]	ピアカウンセラー [聴覚障がい]	ピアカウンセラー [精神障がい]	ピアカウンセラー [内部障がい]	ピアサポーター [知的障がい]	ピアサポーター [肢体障がい]
臨床心理士		法務アドバイザー 弁護士			

地域連携職員とは、その名のとおり地域の関係者・専門家を支援チーム内に招き、多様な個別支援の場で協働する専門的スキルを有する職員のことである。現在は、計画相談支援の加速化策として、また相談支援の人材育成として登録型相談支援従事者が多く配置されています。



3 相談事業実施状況（平成26年度実績）

基本相談（一般的な個別相談事業）	3999	件
指定特定相談支援	61	件
指定障害児相談支援	10	件
指定一般相談支援（地域移行）	1	件
指定一般相談支援（地域定着）	0	件

4 業務内容

(1) 総合相談

市町村障害者生活支援事業時の相談支援の目的を基本とし、①可能な限り、多様な伝達方法での情報提供や体験機会の提供を行い、自己選択・自己決定を支援すること、②総合的な相談支援を個別のニーズに合わせて展開すること、③支援のネットワーク形成を常に意識し、持続可能な相談支援体制整備に取り組むことなどに留意した総合相談を展開しています。

(2) 虐待防止

小金井市や関係諸機関と連携し、様々な資源を活用し虐待防止に取り組んでいます。

(3) 地域移行・定着支援

東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業に参加している事業者と連携した支援を展開しています。

(4) 相談支援体制強化事業

- ① 事業者向け勉強会 障がい者ケアマネジメント勉強会（以下ケアマネジメント勉強会と記す）の実施
地域の関係機関に向け、指定特定相談支援の事業運営について、関心を高めることを目的とし、計画相談支援事業の実務と実際に触れることのできるケアマネジメント勉強会を開催しました。

② 相談支援事業者ネットワーク会議の運営

ケアマネジメント勉強会の開催により、既存の相談支援事業所と相談支援事業所の開設を準備検討する事業所の参加が得られました。それぞれの事業所からは相談支援事業の課題も多く聞かれ、それらを把握・共有し、検討する相談支援事業者ネットワーク会議が発足しました。

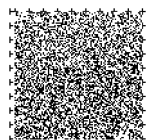
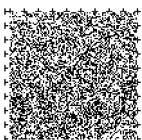
既存事業者には、相談支援の体制整備や加速化策、統一的な事務対応、利用者への制度周知等の課題があり、相談支援事業所の運営準備段階の事業者からは、東京都の相談支援従事者初任者研修にすら参加できない状況を確認することができました。

前者は、相談支援事業者ネットワーク会議と小金井市地域自立支援協議会の相談支援専門部会とで継続協議し、後者は地域人材育成事業へと引き継がれることになりました。

③ 地域人材育成事業 障がい者ケアマネジメントセンターの展開

基幹相談支援センターでは、相談支援専門員の人材育成とサービス等利用計画作成の受け皿として、そして計画相談支援事業の加速化をさせる目的のために、障がい者ケアマネジメントセンター（機能名称）を設置しています。

障がい者ケアマネジメントセンター（以下ケアマネジメントセンターと記す）とは、地域のネットワークを活用し、計画相談支援事業の推進を行う基幹相談支援センターの相談支援体制強化事業



の中核的機能です。ここでは登録型相談支援従事者と登録型相談支援専門員による計画相談支援の技能習得と実際のサービス等利用計画案の作成が行われます。

この地域人材育成事業の初期においては、東京都の相談支援従事者初任者研修を受講した相談支援専門員を増やすことを目標としています。

地域人材育成事業の中期（相談支援専門員の実践期）には、実際の事業所の立ち上げをイメージしながら、事業説明、契約実務、インターク、初回訪問等アウトリーチ、アセスメント、プランニング、利用計画案の確認と所管課対応、モニタリング等を学ぶことができます。

地域人材育成事業の後期は、事業所立上げ後のOJT（新規事業所との連携とサポート）と位置づけています。具体的には、モニタリングの展開やサービス担当者会議の開催支援、請求事務の助言等を適宜6か月間に亘り追跡伴走型のサポートとして実施します。

④ 相談支援事業説明会の実施

サービス等利用計画案作成の対象となる本人とその家族に向けた計画相談支援事業の説明会を各通所事業所単位で開催しました。

⑤ 計画案の作成評価

ケアマネジメントセンターでは、サービス等利用計画の評価の機会として、ケース会議を開催している。サービス等利用計画案の提出前チェックと作成評価として、毎月第1と第3水曜日に実施しています。

⑥ 相談支援専門員の自己評価会議と相互研鑽

ケアマネジメントセンターでは、自己評価会議と称して、相談支援専門員の自己分析と相互研鑽の機会を提供しました。ここは、相談支援専門員が自己評価シートの記入と自己の相談支援業務の振り返りの場ですが、基幹相談支援センター職員、ピアカウンセラー・ピアサポーター、教育機関関係者、臨床心理士が参加し、相談支援専門員のもつ課題・疑問について、様々な角度からの助言を行います。このプロセスを対人援助に係る自己分析とスーパーバイズの機会としています。

基幹相談支援センターの自己評価会議には、地域の複数の法人から参加があり、お互いに学びあうことができ、自己の先入観に気づき、多様な価値観を理解する上で、非常によい影響を及ぼしています。

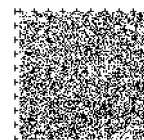
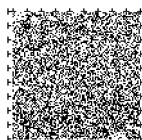
地域人材育成を通じた基幹相談支援センターと登録型相談支援従事者・相談支援専門員や地域関係者との連携強化及びさらなる信頼関係の構築は、将来、実際の個別支援の連携場面においても、支援ネットワークの形成と展開時の支援靱性を高め、この地域の相談支援体制の強化に直結するものと期待しています。

(5) 権利擁護事業

① 成年後見制度利用支援

権利擁護センターとの連携を中心に推進しています。知的発達障害のある人や意思伝達に配慮が必要な人等（特に保佐・補助類型の対象者）においては、権利擁護関係者と接する場面に、安心できる環境設定の配慮や情報提供の配慮、理解の度合いの把握、複数機関での支援プロセス介入を行い、可能な限りの正確な現状把握の中で、対象者の意思決定に寄り添う権利擁護制度の利用支援を試みています。

② 緊急事務管理等



成年後見人等の選任までの間、期間限定の緊急事務管理体制を整備しました。

(6) 成人期発達障害者支援

成人期の発達障害相談支援事業の一つとして、小金井市の近隣の大学の学生相談室との連携を模索し、個別の支援ケースにおいて医療機関・学生相談室（カウンセリング室）・地域機関の連携支援を展開しました。

基幹相談支援センター立ち上げまでのプロセス

〔平成 24 年度の取組〕

第 2 章

実態調査結果

1 基幹相談支援センターの機能付与の打診

平成 24 年 6 月に障害者地域自立生活支援センターへの基幹相談支援センター機能付与の打診があり、現場相談員を中心に先駆的な地域の取り組みや組織体制、運営方法の情報収集を始めました。また日頃の相談支援の実践で明らかになる、個人の能力の限界や一機関での支援の限界となる状況や状態像、支援枠組み等のポイントを洗い出し、相談支援の現場から考えた基幹相談支援センターのあり方・理想像を検討しました。（当時の職員体制は、常勤相談員 2 名と兼任所長 1 名）

ここから基幹相談支援センターの立ち上げまでに、理想像から紐づけした人員体制がとれるように所管課との協議を重ねました。

この段階で理想的な基幹相談支援センター像として捉えていたことは、多様な個別ニーズ（特に困難な事例のニーズ）に対して、継続して対応する体力があり、地域生活支援の質・量に合わせた支援者ニーズに人的資源・サポートを計画的な支援マネジメントのもと投入できる仕組みをもった体制でした。

具体的には、地域の専門家や支援者を困難ケースごとに支援チームに投入できる体制の整備であり、それは非常勤職員 1 名枠の人件費を地域連携員費として充当することによって、協働できる体制構築の基礎部分の設計が進められました。

ここで柔軟な連携支援の充実を図り、明確な協働支援の土台作りを推進するという方針が形成されていきました。

2 開設準備の 3 つの柱

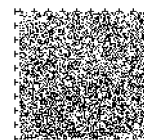
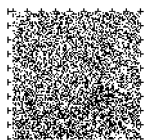
(1) 「総合相談」

前述の「4 業務内容（1）総合相談」の支援の質の向上に加え、成人期の発達障害相談支援事業の準備のためのネットワーク形成と総合相談窓口に向けた準備として、来所される人にわかりやすく・利用しやすい障害者福祉センター事務室の環境整備のスキーム作りに取り組みました。

(2) 「虐待防止」

障害者虐待防止センター事業の体制整備と環境整備及びネットワーク形成に注力。保護体制の整備、養護者支援の整備、カウンセラー（臨床心理士）の配置、法務アドバイザー（弁護士）の配置、通報受理体制の整備、支援体制の整備等に取り組んだ。

(3) 「地域移行支援」



情報収集と連携先検討を開始。東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業に参加している事業者（三鷹市と国分寺市）との連携依頼を行い、先行ネットワークとの連携や助言をいただけるよう調整を行いました。また、医療機関の本来機能としての地域移行や福祉事務所のケースワーカーによる地域移行支援等の他機関が行う取組の把握に努め、既存の支援資源との関わりのバランスを取りながら事業展開を進めています。

V 基幹相談支援センター立ち上げ後の取組等

〔平成 25 年度の取組〕

1 整備項目

- ① ワンストップ相談窓口を目指した事業所整備
- ② 成人期発達障害者支援、虐待防止事業に対応する関係機関との協力体制の整備
- ③ 地域移行・地域定着支援のための支援ネットワークの整備
- ④ 計画相談支援事業の加速化策としての相談支援体制強化事業の整備
- ⑤ 権利擁護支援事業の地域資源に合わせた展開の検討

2 整備方法

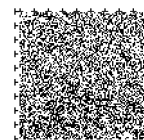
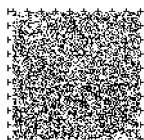
平成 25 年 6 月より、法人顧問を含めた地域自立生活支援センター運営強化会議が発足し、毎月開催しました。

上記の整備項目について、平成 25 年度前期を相談支援の基盤整備（主に①ワンストップ相談窓口の整備と②関係機関との協力体制の整備）に割り振り、後期を相談支援の地域ネットワーク整備（主に③地域相談支援の整備、④計画相談の加速化策の整備、⑤権利擁護支援の体系化）の期間と位置づけ、行動計画を立て事業整備を推進しました。

3 整備内容

- ① 小金井市地域自立支援協議会に相談窓口のあり方の検討と整備スキームについて報告し、地域における利用者も含めたアンケートを実施し、相談窓口の整備を推進しました。
- ② 成人期発達障害者支援については、前年度の近隣大学の学生相談室との連携強化に加え、体験宿泊を含め、教育機関と医療機関と相談支援機関等との相互連携による相談支援の充実を試みました。虐待防止事業では、行政機関の支援のもと警察署訪問を行い、事業周知活動を実施しました。
- ③ 退院促進の先行ネットワークとの連携の開始に伴い、行政機関との地域移行支援会議を開催し、東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業との協働による地域移行支援の展開を確認しました。
- ④ 相談支援体制強化事業の整備を進めました。市内に相談支援事業所が少ないこと（3 事業所）への対策として、市内福祉機関を対象としたケアマネジメント勉強会を開催し相談支援事業の周知を行いました。次にケアマネジメント勉強会の役割を、相談支援事業者ネットワーク会議へと発展させ、計画相談支援事業の加速化策についての地域検討を開始しました。そこでの相談支援専門員の育成ニーズを受け、ケアマネジメントセンターを設けました。

地域の相談支援事業所が計画相談を担うことを基本とし、引き受けできない場合はケアマネ



ジメントセンターが受け皿となり担うという体制となりました。

⑤意思決定支援の体系化を目指した取組を行いました。

基幹相談支援センターを運営する上での課題等

- 1 相談支援の周知
 - ・相談支援事業そのものに理解が進んでいないので、相談支援事業の説明を継続し、相談支援の役割機能の周知を推進する必要があります。
- 2 総合窓口の周知
 - ・基幹相談支援センターとしてのワンストップ相談窓口の明確な設置が進まず、さまざまなひとに分かりやすく、利用しやすい窓口整備という環境の改善が遅れています。このため、基幹相談支援センターの一般周知が進んでいません。

基幹相談支援センターの人材確保・育成に関する取組等

- 1 人材確保・育成について

常勤相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士を中心に人材を配置し、相談支援専門員は4名、介護支援専門員が2名います。嘱託職員や連携職員には、教員や臨床心理士、児童発達心理士、行政書士、介護福祉士、弁護士等が配置されています。

人材確保については、業務委託費の中で行います。着目点として、障害福祉分野の相談支援は、特に基幹相談支援センターは、対象者の年齢で18歳から65歳までの47年間に、前後5年間ほどの支援ののりしろ部分を加えた「57年間のライフステージに応じた支援」を担うという認識をもっています。支援者の年齢構成においても、20代から50代の職員を中心に60代職員も含めた適切なバランスのとれる人材配置と持続可能な人材循環を考慮しなければならないと考えています。

人材育成としての職員の研修は、東京都の研修を中心に参加しています。

特色として入職後1年～3年目の職員は、地域特性を知ることと地域の利用者との関係づくりを目的とした地域活動への積極的な参加を推奨し、多様な価値観の受容ができるように人材育成を心掛けています。参加活動の実例としては、地域の児童・成人の通所施設への作業参加、放課後等デイサービスへの活動参加、当事者団体の行事参加等が挙げられます。また地域の障害者週間実行委員会等にも参加しています。

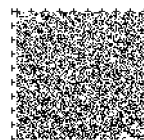
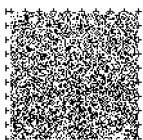
相談支援実務については、地域の資源や生活の場等における訪問支援が日常的に展開できるように同行訪問等のOJTを実施しています。

今後、基幹相談支援センターを立ち上げる行政や法人へのアドバイス等

異業種の専門家やベテラン支援者等の地域の力・地域のネットワークを活用できる体制を準備すること、体系化することを勧めます。

さまざまな地域の専門職等と基幹相談支援センターとのつながりの体制づくりは、個別支援や人材育成等においても、多様な視点を学び活用し相談支援を実践できる利得があると感じています。その体制は何よりも、地域の相談支援の最大のリソースになると考えます。

基幹相談支援センターの役割の一つには、相談支援の経験や技術・情報を、地域に蓄積され還



元される仕組みづくりを推進することにあると捉えています。

地域の相談支援体制の強化は、それぞれの地域ごとに様々な方法があり、地域の規模により役割が異なりますが、例えば人口10万人規模の地域の場合、2～3年の期間をかけてでも人材育成から地域の相談支援体制の整備、強化に向き合っていく方法もあるのではないかと考えます。

今後の基幹相談支援センターの立ち上げは、地域にある支援ネットワークや既存の社会参加支援施設等の設備・機能を、基幹相談支援センターの立ち上げのプロセスに合わせて改めて評価し、必要であれば再構築し、地域の「今」、障がいのある人の「今」に合わせた柔軟な相談支援体制の形成をもって、地域福祉の基礎体力を向上させることの契機にできるのではないかと思います。

第2章

実態調査結果

